

## FX取引に関する新規制に対する当社の対応について

平成 22 年 2 月 3 日

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正により、FX 取引に対する規制が以下のとおり変わります。

### 1. 区分管理方法の信託一本化

顧客から預かった証拠金はすべて金銭信託することが義務付けられました。

－当社の対応－

ひまわり FX は、平成 20 年よりソシエテジェネラル信託銀行における金銭信託により、顧客資産の区分管理を実施しております。

大証 FX においては、原則大阪証券取引所への直接預託を行っておりますが、平成 22 年 2 月 1 日より顧客から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合、日証金信託銀行における金銭信託により、顧客資産の区分管理を実施しております。

### 2. ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け

ロスカット・ルールを定め、それを執行するための体制を整備し、実際に定めたルールどおりにロスカット取引を行うことが明確に義務付けられました。

－当社の対応－

当社では、随時、純資産のチェックを行っており、所定のロスカットラインを下回ったから顧客の損失の拡大を防ぐためお客様の計算においてすべての建玉を反対売買により決済を行っております。

※純資産のチェックは随時行っておりますが、相場の急変時等は、お預けいただいた証拠金額以上の損失が発生することがあります。

### 3. 証拠金規制（レバレッジ規制）

取引の額（想定元本）の 4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が顧客に FX 取引を行わせることが禁止されます。平成 22 年 8 月 1 日から 1 年間は証拠金率を 2%以上（レバレッジ 50 倍以下）とする経過措置が設けられています。4%以上（レバレッジ 25 倍以下）の証拠金率が施行されるのは平成 23 年 8 月 1 日からです。

－当社の対応－

平成 22 年 8 月 1 日までに商品仕様の変更を行うこととなります。変更の内容・時期等、詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせいたします。

本件に関するお問合せは下記までお願いします。

0120-86-9686（08：00～18：00/土日祝日を除く）

ひまわり証券株式会社

〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1

メール：[forex@sec.himawari-group.co.jp](mailto:forex@sec.himawari-group.co.jp)

URL：<http://sec.himawari-group.co.jp/>

関東財務局長（金商）第 150 号（金融商品取引業）

加入協会：社団法人金融先物取引業協会・日本証券業協会